

○香芝市福祉活動支援補助金交付要綱

平成26年7月1日

要綱・通知

社会福祉課

改正 平成29年4月1日要綱・通知

平成30年4月1日要綱・通知

令和3年4月1日要綱・通知

令和3年10月1日要綱・通知

令和4年11月1日要綱・通知

令和5年4月1日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市福祉基金条例(平成25年条例第27号)第6条の規定に基づき、本市における福祉活動の振興を図るため、地域福祉の推進を目的とする事業に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付は、香芝市福祉基金を原資として予算の範囲内で行うものとし、補助対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 香芝市地域福祉計画に基づく政策分野で市内において行われる次に掲げる事業

イ 高齢者の保健福祉の増進に関する事業

ロ 障害者(児)等の社会参加と自立促進に関する事業

ハ 児童及び母子福祉の向上に関する事業

(2) 合理的配慮(香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例(令和2年条例第4号)第2条第3号に規定する合理的配慮をいう。)の提供に関する事業

(3) 子育て世帯の利用に配慮した次に掲げる環境の整備に関する事業

イ 授乳スペース

ロ おむつ交換スペース

ハ キッズスペース

2 前項の規定にかかわらず、特定の政治活動及び宗教活動を目的とした事業については、対象事業としない。

- 3 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるものとする。ただし、補助対象事業の実施に関し、国、県等の公的補助金等を受けている場合は、その額を補助対象経費の額から差し引くものとする。

(令和3年10月1日・令和5年4月1日・一部改正)

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、活動拠点が市内にあり、主として本市の市民を対象とした社会福祉活動を行う次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) その他地域において継続的に社会福祉活動を実施している市民団体

2 前条第1項第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、次に掲げるものを補助金の交付の対象とすることができる。

- (1) 市内で飲食物その他の物品の販売、医療その他の不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行うもの
- (2) 自治会

(令和3年10月1日・令和4年11月1日・令和5年4月1日・一部改正)

(補助金の交付申請)

第4条 第2条第1項第2号に掲げる事業について補助金の交付を受けようとする者は、香芝市合理的配慮の提供に関する事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 合理的配慮の提供のためのコミュニケーションツール(点字メニュー、会話ボード、音声コードを用いたチラシ等をいう。以下同じ。)の作成費(以下「コミュニケーションツール作成費」という。) 次に掲げる書類
 - イ コミュニケーションツールの仕様書の写し
 - ロ 対象経費の見積書の写し
 - ハ その他市長が必要と認める書類
- (2) 合理的配慮の提供のための物品(コミュニケーションツールを除く。)の購入費(以下「合理的配慮物品購入費」という。) 次に掲げる書類
 - イ 対象経費の内容が分かる資料の写し
 - ロ 対象経費の見積書の写し
 - ハ 物品内訳書(複数の物品を購入する場合に限る。)

(3) 合理的配慮の提供のための工事の施工費(以下「合理的配慮工事施工費」という。)

次に掲げる書類

- イ 工事計画書(第2号様式)
- ロ 工事見積書の写し及び工事図面の写し
- ハ その他市長が必要と認める書類

(令和3年10月1日・追加)

第5条 第2条第1項第3号に掲げる事業について補助金の交付を受けようとする者は、香芝市子育て世帯の利用に配慮した環境の整備に関する事業費補助金交付申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 子育て世帯の利用に配慮した環境の整備のための物品の購入費(以下「子育て環境整備物品購入費」という。) 次に掲げる書類

- イ 対象経費の内容が分かる資料の写し
- ロ 対象経費の見積書の写し
- ハ 物品内訳書(複数の物品を購入する場合に限る。)

(2) 子育て世帯の利用に配慮した環境の整備のための工事の施工費(以下「子育て環境整備工事施工費」という。) 次に掲げる書類

- イ 工事計画書(第2号様式)
- ロ 工事見積書の写し及び工事図面の写し
- ハ その他市長が必要と認める書類

(令和5年4月1日・追加)

(審査委員会)

第6条 この要綱により補助対象団体が行う事業を支援するに当たり、申請事業等を審査するため、審査委員会を設置する。ただし、第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、この限りでない。

- 2 審査委員会は、申請事業の補助金交付の適否に関することについて審査するものとする。
- 3 審査委員会は、副市長、福祉部長、健康部長、健康部次長、児童福祉課長、社会福祉課長、生活支援課長、保健センター所長及び介護福祉課長をもって構成する。
- 4 審査委員会の会長は副市長、副会長は福祉部長をもって充てる。
- 5 審査委員会の会議は、会長が招集する。
- 6 会長は、審査委員会の運営上必要があると認めるときは、第3項に規定する者以外の職

員を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審査委員会の議事その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定める。

(平成29年4月1日・平成30年4月1日・令和3年4月1日・一部改正、令和3年10月1日・旧第4条繰下・一部改正・令和5年4月1日・旧第5条繰下・一部改正)

(管理義務等)

- 第7条 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業について補助金の交付を受けた者は、作成したコミュニケーションツール、購入した物品又は工事の施工を行ったもの(以下「コミュニケーションツール等」という。))について継続して使用することができるように適切な管理に努めなければならない。

- 2 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる事業について補助金の交付を受けた者は、コミュニケーションツール等を転売し、譲渡し、又は貸し付けることができない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(令和3年10月1日・追加・令和5年4月1日・旧第6条繰下・一部改正)

(事業への協力)

- 第8条 市長は、この要綱の規定により補助金の交付を受けた者に対して、必要に応じて次に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 本市の地域福祉の推進に関する啓発等
- (2) 合理的配慮の提供の事例の紹介
- (3) 子育て世帯の利用に配慮した環境の整備の事例の紹介
- (4) その他本市の地域福祉の推進に資するものとして市長が必要と認める事項

(令和3年10月1日・追加・令和5年4月1日・旧第7条繰下・一部改正)

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令和3年10月1日・旧第5条繰下・令和5年4月1日・旧第8条繰下)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(令和3年10月1日・全改・令和5年4月1日・一部改正)

事業の区分	補助対象経費	補助金の額
第2条第1項第1号 に掲げる事業	補助対象事業を実施するために必要な経費。ただし、補助を受けようとする団体において支出すべき経費(運営費、人件費、謝金、食料費、報酬及び活動目的に付随しない経費等)及び当該事業により生じた収入を差し引くものとする。	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、50万円を限度とする。
第2条第1項第2号 に掲げる事業	コミュニケーションツール作成費	補助対象経費の全額とし、5万円を限度とする。
	合理的配慮物品購入費	補助対象経費の全額とし、10万円を限度とする。
	合理的配慮工事施工費	補助対象経費の全額とし、20万円を限度とする。
第2条第1項第3号 に掲げる事業	子育て環境整備物品購入費	補助対象経費の全額とし、10万円を限度とする。
	子育て環境整備工事施工費	補助対象経費の全額とし、20万円を限度とする。

様式略